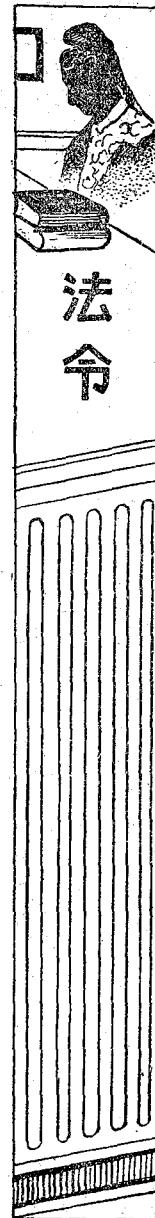


最近内務省に於ける路政關係行政處分例



M
O
生

工事終了期日

路線名

區

間

一號 自三重縣三重郡富田町
至同縣同郡羽津村 昭和十三年六月九日

工事終了期日

昭和十三年六月九日

區

間

○内務省告示第三百十號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又
ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如

シ

昭和十三年六月九日

内務大臣 末次信正

シ

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又
ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如

法

令

一三一

昭和十三年六月二十一日

ハ改築ヲ爲スベキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期日左

ノ如シ

内務大臣 末次信正

路線名

區

間

工事終了期日

一號 静岡縣庵原郡興津町大字中宿地内

昭和十三年六月二十一日

路線名

區

間

内務大臣 末次信正

工事開始ノ期日

○内務省告示第三百二十一號

國道二號及三號路線ノ一部ヲ變更シ大正九年四月内務省

告示第二十八號中左ノ通改正ス

昭和十三年六月二十八日

内務大臣 末次信正

路線名

區

間

内務大臣 末次信正

工事終了期日

二號路線經過地中「小倉市」トアルヲ「小倉市(三萩經由)」ニ改ム

昭和十三年六月二十八日

三號路線經過地中「一號路線(小倉市大阪町ニ於テ分歧)」ニ改ム

内務大臣 末次信正

路線名

區

間

内務大臣 末次信正

工事終了期日

トアルヲ「二號路線(小倉市三萩野ニ於テ分歧)」ニ改ム

内務大臣 末次信正

路線名

區

間

内務大臣 末次信正

工事終了期日

○内務省告示第三百二十二號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又

或設置ス

内務大臣 末次信正

工事終了期日

三號 路線
自福岡縣築上郡椎田町
至同縣同郡角田村

昭和十三年六月二十八日

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に告示せられたるもの左の如し

道府縣

起業者

事業種別

起業地名

認定月日

德島

德島縣德島市

德島縣德島市福島本町地内

香川

香川縣丸龜市

香川縣丸龜市地方地内

山口

山口縣宇部市

山口縣宇部市大字中宇部地内

東静

東静岐

長野縣小縣郡縣村地内

愛媛

愛媛縣知事

愛媛縣周桑郡多賀村地内

岐阜

岐阜縣羽島郡正木輪

岐阜縣羽島郡正木村地内

東京

東京府東京市長

東京府東京市深川區越中島町、古石場

大阪

大阪電氣軌道株式會社

大阪府中河田郡八尾町地内

馬

鐵道大臣

群馬縣利根郡水上村地内

本

熊本電氣株式會社

熊本縣八代郡柿迫村地内

和歌

和歌山縣那賀郡池田

和歌山縣那賀郡池田地内

阪

阪府大阪市長

大阪府大阪市浪速區宮津町地内

愛媛

愛媛縣八幡濱市

愛媛縣八幡濱市、上濱田、下濱田、高須地内

六、二三
六、二五

六、三〇

七、二

一六、〇〇〇	下水道改良事業費	岡山市	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣
二〇、〇〇〇	阿久根港修築費	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣
五一、〇〇〇	橋梁架橋費	山口縣	山口縣	山口縣	山口縣	山口縣
一〇八、〇〇〇	指定府縣道改修費	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市
二四、一〇〇	肝屬川改修費負擔金	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣
三〇、〇〇〇	道路鋪裝費	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市
二六六、〇〇〇	道路改良費	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市
五二、〇〇〇	橋梁架換費	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣
五〇、〇〇〇	港灣修築費(佐伯・白杵兩港)	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣
五六、〇〇〇	用水改善費	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市
二〇、〇〇〇	砂防工事費	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣
一三三、〇〇〇	道路改修費	山口縣	山口縣	山口縣	山口縣	山口縣
二〇五、〇〇〇	道路、河川改修費	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣	鹿兒島縣
二八、二〇〇	水道布設費(上水)	新潟縣	新潟縣	新潟縣	新潟縣	新潟縣
五一、五〇〇	橋梁架換費	福岡縣	福岡縣	福岡縣	福岡縣	福岡縣
災害對策土木事業費變更ノ件	道路、雪害防止費	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道
二〇、〇〇〇	林道開設費	新潟縣	新潟縣	新潟縣	新潟縣	新潟縣
一八、五〇〇	橋梁架設備費	重慶市	重慶市	重慶市	重慶市	重慶市
四五、〇〇〇	港灣陸上設備費	小樽市	小樽市	小樽市	小樽市	小樽市
八九、五〇〇	都市計畫街路事業費	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道

七、一三
一九四、〇〇〇
六八、三〇〇

八八、七〇〇 橋梁架換費 新潟縣
道路改修費 福岡縣
港灣埠頭設備費 小樽市
北海道

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

○帝國電力 軌道工事着手並竣工期限延期許可

帝國電力株式會社申請に係る自龜田町至五稜郭間一杆八
一六の軌道敷設工事は相關聯する都市計畫街路工事が函館
市大火災に因る焼失區域復舊の爲進捗せず市の全能力は復
興事業に傾けられ居る爲昭和十五年四月六日迄に工事着手
し同十六年四月六日迄竣工するものとし七月四日監第六〇
二一號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり

岩手縣

○花巻温泉電鐵 線路及工事方法變更認可

花巻温泉電氣鐵道株式會社申請に係る府縣道湯口花巻川
口線の一部路線變更の結果（稲貫郡湯口村大字湯口第三地

割字松倉地内）之に伴ひ軌道を變更せんとする件は六月
十六日監第五九〇一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可あ
りたり

福島縣

○福島電鐵 工事方法變更認可

福島電氣鐵道株式會社申請に係る飯坂東線四杆附近下松
川橋に四號國道改良工事執行に伴ひ廢橋となり拂下を受け
たるを以て道路併用橋を軌道專用橋に變更せんとするの件
は六月十六日監第五八九三號を以て内務、鐵道兩大臣より
認可ありたり

千葉縣

○京成電軌 停留場設計變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る成田山開基一千年祭に
當り電車運轉の圓滑を計る爲成田停留場を設計變更するの

件は六月十七日監第五八六九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

東京府

○東京市電 路線及工事方法變更認可

東京市申請に係る芝橋高架橋下の軌道は街路擴築工事に伴ふ高架橋（省線）一部改築の爲移設せんとするの件は六月二十一日監第五九八六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○東京市電 信號裝置新設認可並保安規程

例外取扱許可

東京市申請に係る丸ノ内一丁目分歧點附近に一般交通信號機設置に伴ひ同機に聯動せしめる電車信號機を設置し尙同機使用燈は軌道運轉信號保安規程第二十七條及第二十八

○東京市電 假設物使用期限延期認可
東京市申請に係る廣尾橋停留場假設工事は都市計畫街路工事遲延の爲假設物使用期限を昭和十三年十月五日迄として内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○東京市電 假設物使用期限延期認可

七月七日監第六二三九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○京成電軌 假設物使用期限延期認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る日暮里線道灌山通停留場假設物使用期限は目下本施設に變更方認可申請中に付使用期限を昭和十三年十一月二十二日迄とし六月二十一日監第五九八七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○東京市電 信號裝置變更認可並運轉信號 保安規程例外取扱許可

長野縣

○上田溫泉電軌 運輸營業廢止許可

上田溫泉電氣株式會社申請に係る自上田原至青木間は軌條の腐蝕枕木及架線破損甚しく之が改修には巨額の資金を要するも會社財政上改修困難なる爲本區間運輸營業廢止せんとするの件は七月七日監第六三二一號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり

○上田溫泉電軌 線路及工事方法變更認可

上田溫泉電氣株式會社申請に係る青木線廢止に伴ひ自城下至上田原間複線區間に單線區間に變更せんとするの件は七月七日監第六三二一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

京都府

○京都市營 軌道工事施行並既成線工事方法

變更認可

京都市申請に係る三號線中自九條大路堀川至油小路間延川間延長二六五米の軌道敷設工事並本區間は奈良電鐵と高低交叉を爲すを以て同時に假設工事を施行し尙別途敷設工事中九條大路堀川停留場の位置を起より三糠〇四八一一の地點に

變更するの件は昭和十三年十二月二十二日迄に着手し同十四年十二月二十一日迄に竣工するものとし尙假設物は使用開始の日より三箇月とし六月二十二日監第五九八九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

大阪府

○大阪市營 假設備工事方法變更認可

既設九條大路大宮停留場に分岐線を敷設せんとするの件は昭和十三年十二月二十二日迄に着手し同十四年十二月二十一日迄に竣工するものとし六月二十二日監第五九八八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

大阪市申請に係る南北線中大阪驛前假設工事を阪神電鐵

大阪驛前延長線の工事進捗に伴ひ設計變更せんとするの件
は六月二十三日監第六〇一五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○阪神電鐵 工事方法變更認可並特別設計許可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る福島停留場西方の踏切
道は大阪都市計畫街路の改良に應じ擴張すると共に保安設備其他一部工事方法を變更せんとし尙斜角は特別設計を爲さんとするの件は六月二十一日監第六〇一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並許可ありたり

兵庫縣

○神戸市營 電氣工事方法變更認可

神戸市申請に係る三越神戸支店増築の爲既設電車側柱（三柱）を撤去し右建築物の鐵筋混凝土壁中に「アイボールト」を埋込み電車線を支持せんとするの件は七月七日監第六三一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

和歌山縣

○東邦電力 橋梁工事方法變更並假設工事認可

東邦電力株式會社申請に係る和歌川に架せる旭橋架替に際し併用軌道とする爲橋梁工事方法を變更し尙工事中は假橋を使用せんとするの件は假設物の使用期限を昭和十四年三月三十一日迄とし六月十七日監第五八九四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

廣島縣

○廣島斯瓦電軌 軌道工事竣工期限延期許可

廣島瓦斯電軌株式會社申請に係る自廣島市小網町一一一至同市國泰寺町官有八五間は都市計畫街路の未竣工と時局に鑑み材料購入不可能なる爲竣工期限を昭和十四年十二月三十一日迄とし六月二十一日監第五八八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり